境界紛争ゼロ宣言

ADR

民間紛争解決手続代理関係業務

法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！

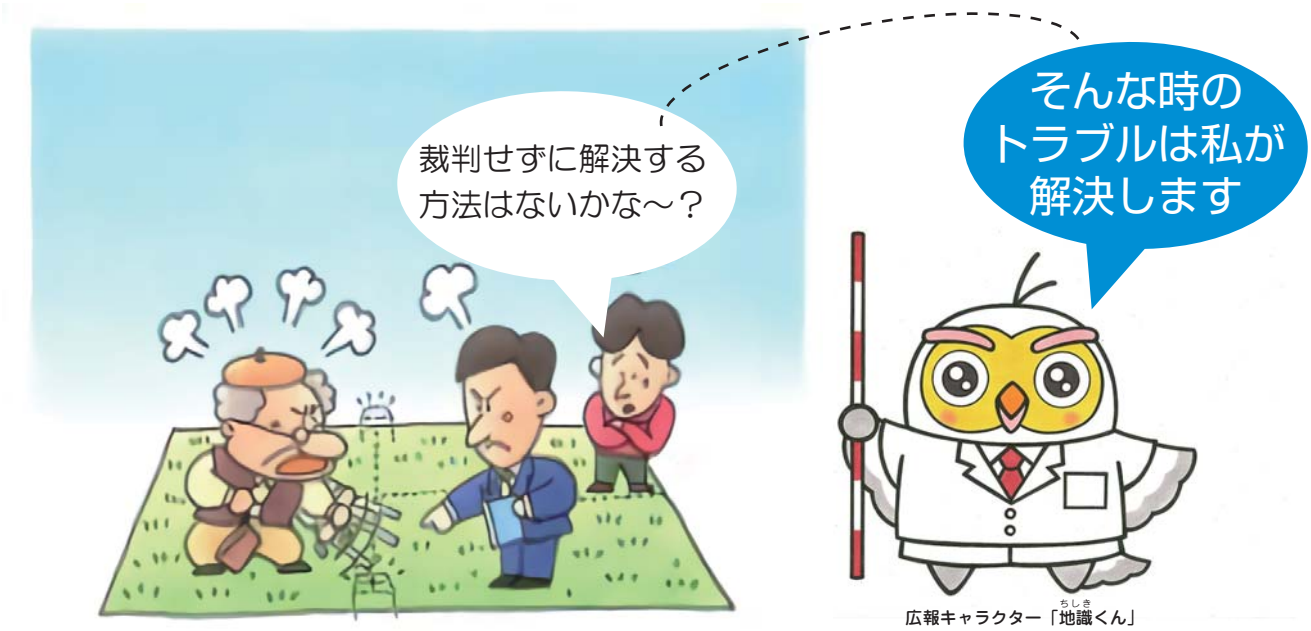

時代に即応した専門知識・素養・倫理観を習得し、複雑化・高度化する社会のニーズに対応しよう！

弁護士と共同受任して境界の紛争を解決するＡＤＲ認定土地家屋調査士を目指そう！

研修 → **考査** → **認定**

45 時間の集中研修で
ＡＤＲ代理人として
必要な知識を習得します。

研修で培った能力を
検定します。

基準を満たした場合
ＡＤＲ代理関係業務を
行うのに必要な能力を
有すると認定されます。

特別研修とは？

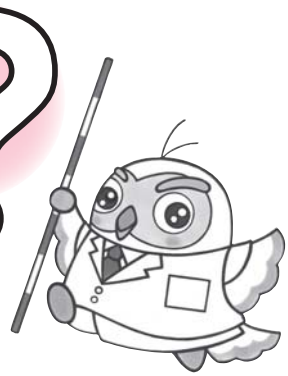

目　　的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第３条第２項第２号による法務大臣の認定を受けて、同条第１項第７号及び第８号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第４条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受　講　料

新規受講の受講料は、会員は８万円、有資格者は１０万円です。
※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再考査制度や再受講制度（２～４万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第９条第１号から第３号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計４５時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

１　基礎研修（１７時間）：基礎的な視聴研修（ｅラーニング視聴）

第１９回土地家屋調査士特別研修の講義は次のとおり。

憲　　法	（２時間）	ADR代理と専門家責任	（２時間）
民　　法	（３時間）	ＡＤＲの意義と機能	（４時間）
民事訴訟法	（４時間）	筆界確定訴訟の実務	（２時間）

２　グループ研修（１５時間以上）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成
３　集合研修（１０時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義
４　総合講義（　３時間）：弁護士による倫理を主体とした講義
５　考　　査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第１９回特別研修の日程

１　基礎研修：令和６年７月　１日(月)～１４日(日)
２　接続テスト：令和６年７月１８日(木)午前
３　ガイダンス：令和６年７月１８日(木)午後
４　グループ研修：令和６年７月１８日(木)～８月２２日(木)
５　集合研修：令和６年８月２３日(金)、２４日(土)
６　総合講義：令和６年８月２５日(日)
７　考　　査：令和６年９月　７日(土)



土地家屋調査士

日本土地家屋調査士会連合会
〒101-0061　東京都千代田区神田三崎町一丁目２番１０号　土地家屋調査士会館
tel.03(3292)0050　fax.03(3292)0059
URL:https://www.chosashi.or.jp　e-mail:rengokai@chosashi.or.jp